

2022年度からの見直し（概要）

組合健保は、加入者および事業主の皆様からの保険料を預かり、これを原資として、法律で定められている所定の経費（法定給付費、高齢者医療関連拠出金）を支払った上で、加入者および事業主の実情に適した各種サービスを展開し、健康支援を図ることが求められています。これを踏まえ見直しにあたっては、以下の5点を前提としています。

- ①義務的経費である法定給付(7割負担)および高齢者医療関連拠出金を継続かつ安定的に支払可能とする財政状況を確保すること。
- ②日々の円滑な保険給付と保健事業の実施に向けた必要最低限の運営資金を確保すること。
- ③組合健保としての独自性と優位性を保持しつつ、被保険者及び事業主の負担増が抑えられるよう協会けんぽの料率水準(10.0%、負担割合/被保険者5.0%:事業主5.0%)を下回る料率を実現すること。
- ④受給機会の均等と負担の均衡に配慮しながら財政状況に見合った付加給付と保健事業メニューを再設定すること。
- ⑤グループ全体で推し進める健康経営への転換を強化していくこと。

主な変更点は次のとおりです。

変更となる項目 (見直しの考え方)	変更後 (2022年度から)	変更前 (2021年度まで)	変更日・対象者 ※1			
			被保険者	被扶養者	任意継続 被保険者	任意継続 被扶養者
保険料率 ※2 (考え方：収支均衡となる適正料率に変更。)			厚生局認可後、 2022年4月納付分保険料から			
健康保険料 [一般・調整]	加入被保険者：事業主 = 4.2% : 5.6%	加入被保険者：事業主 = 3.2% : 4.8%	◎		◎	
介護保険料	加入被保険者：事業主 = 1.15% : 1.15%	加入被保険者：事業主 = 0.85% : 0.85%	○		○	
任意継続保険の標準報酬月額 (考え方：加入者層による収支不均衡を軽減のため、適用算定基礎を変更。)			2022年4月1日以降の加入者 から			
保険料算定基礎	退職時の標準報酬月額のみ	退職時の標準報酬月額と組合平均の標準 報酬月額のいずれか低い方の額			◎	
医療費の付加給付 (考え方：直近10年の法定給付費増加見合い分を調整加算。)			2022年4月1日以降の診療分 より			
一部負担還元金	窓口（各病院・各受診科、入院・通院毎）で 支払った額が1ヵ月50,000円を超えた場合、 超えた額を支給	窓口（各病院・各受診科、入院・通院 毎）で支払った額が1ヵ月25,000円を超 えた場合、超えた額を支給	◎		◎	
家族療養費付加金				◎		◎
合算高額療養費付加金			◎	◎	◎	◎
被保険者死亡時の付加給付 (考え方：給付機会が限定されているため取止め。)			2022年4月1日以降の死亡日 より			
埋葬料付加金	(制度廃止)	埋葬料(法定給付)の支給がある場合、 更に付加金として50,000円を支給	-		-	
がん検診の費用負担 (考え方：保険適用外の婦人がん検査は3割相当の自己負担に変更。保険適用の2次検査は主たる事業主 側で補助されている他の2次検査費用の取扱い方針に準拠し補助額を変更。)			2022年4月1日以降の受診分 より 但し2022年度1次検査所見分以後			
[保険適用外] 子宮がん	基本料金から5,000円を超えた額を 自己負担	自己負担なし	○			
[保険適用外] 乳がん			○			
[保険適用] 胃がん(2次検査)	基本料金から6,000円を超えた額を 自己負担	基本料金から9,000円を超えた額を 自己負担 基本料金から12,000円を超えた額を 自己負担	○			
[保険適用] 大腸がん(2次検査)			○			

変更となる項目 (見直しの考え方)	変更後 (2022年度から)	変更前 (2021年度まで)	変更日・対象者 ※1				
			被保険者	被扶養者	任意継続 被保険者	任意継続 被扶養者	
人間ドックの対象コースおよび費用負担、健診機関、併用制限、定期健診代用 ※3 (考え方: 通常型の人間ドックは会社で義務化された法定の検査項目を超える広範囲の検査であるため、受益者負担を加重。簡易型の人間ドックは検査項目が限定されているため、定期健診への受診促進を図ることとし取止め。OP検査は更に受診資格者が限定されるため取止め。)			2022年4月1日以降の受診分より				
基本 「保 険 適 用 外」	日帰りドック	基本料金から20,000円を超えた額を 自己負担	基本料金から34,000円を超えた額を 自己負担	○	○	○	○
	1泊2日ドック		基本料金から46,000円を超えた額を 自己負担	○	○	○	○
	WCCドック ライトプラン	(プラン設定廃止)	自己負担なし	-	-	-	-
オ プ シ ョ ン 「保 険 適 用 外」	子宮がん	(補助取止め) 利用の場合、全額自己負担	基本料金から3,000円を超えた額を 自己負担	-	-	-	-
	乳がん	(補助取止め) 利用の場合、全額自己負担	基本料金から3,000円を超えた額を 自己負担	-	-	-	-
	前立腺PSA	(補助取止め) 利用の場合、全額自己負担	基本料金から2,000円を超えた額を 自己負担	-	-	-	-
	健診機関	(一財)日本健康開発財団八重洲総合健診センター、(株)ベネフィット・ワン	(一財)日本健康開発財団八重洲総合健診センター、ウェルネス・コミュニケーションズ(株)・(株)JTBベネフィット	○	○	○	○
	他の健診等との 併用制限	同一年度内に健保が実施する家族健診・任意継続者健診また事業主が実施する定期健康診断を受診していない者	-	○	○	○	○
	定期健診代用および 事業会社あて請求額	社員(被保険者)は自動的に定期健康診断の代用となり、定期健康診断料金相当額として、健保より@8,200円を事業会社へ請求	定期健診の代用とすることが可能。代用とした場合、定期健康診断料金相当額として、健保より@7,400円を事業会社へ請求	○			
家族健診・任意継続者健診の対象コースおよび費用負担 (考え方: 保険適用外の検査につき、原則、3割相当の自己負担に変更。前立腺および骨密度検査は更に受診資格者が限定されているため取止め。)			2022年4月1日以降の受診分より				
[保険適用外]	基本検査	基本料金から10,000円を超えた額を 自己負担	自己負担なし		◎	◎	◎
オ プ シ ョ ン 「保 険 適 用 外」	胸部X線	基本料金から1,000円を超えた額を 自己負担	自己負担なし		◎	◎	◎
	胃部X線	基本料金から10,000円を超えた額を 自己負担			◎	◎	◎
	子宮がん	基本料金から5,000円を超えた額を 自己負担	1,000円を自己負担		○	○	○
	乳がん		1,500円を自己負担		○	○	○
	大腸便潜血	基本料金から1,000円を超えた額を 自己負担	自己負担なし		○	○	○
	前立腺PSA	(補助取止め) 利用の場合、全額自己負担	1,000円を自己負担	-	-	-	-
	骨密度		自己負担なし	-	-	-	-
宿泊・旅行補助金の対象コース、利用限度額、利用サービス機関 ※4 (考え方: 利用状況に格差があるため、サービス機関切替に伴い対象商品を限定の上、年間利用限度額を変更。)			2022年4月1日以降の宿泊分より				
	対象コース	エースJTB等	えらべる倶楽部宿泊プラン、ネット限定プラン、るるぶトラベル、エースJTB、JTBカ&カン他				
	年間利用限度額	年度内利用で10,000円まで	年度内利用で20,000円まで	○			
	利用サービス機関	ベネフィット・ステーション (株)ベネフィット・ワン	えらべる倶楽部 (株)JTBベネフィット				

参考：下記項目は、法改正により2022年1月1日から既に施行されています。

傷病手当金の支給期間

支給期間の考え方	支給開始日から支給日を通算して1年6ヶ月間まで支給	支給開始日から1年6ヶ月を超えない期間まで支給	◎		○	
----------	---------------------------	-------------------------	---	--	---	--

任意継続保険の脱退

資格喪失事由	2年経過（満了）、死亡、保険料未納、被保険者になったとき（再就職）、後期高齢者医療の被保険者になったとき、自己都合で喪失したいとき（国民健康保険への切替希望等）	2年経過（満了喪失）、死亡、保険料未納、被保険者になったとき（再就職）、後期高齢者医療の被保険者になったとき			◎	
--------	--	--	--	--	---	--

出産育児一時金の支給額

出産育児一時金	産科医療保障制度を利用しない場合、408,000円を支給	産科医療保障制度を利用しない場合、404,000円を支給	◎	◎	◎	◎
---------	------------------------------	------------------------------	---	---	---	---

※1：○は特定対象者(例：年齢条件)です。

※2：任意継続保険の保険料は、全額被保険者負担になります。

※3：人間ドックの利用案内の詳細については、3月上旬(予定)にJスクエアWEBサイトまたは健保HPにて、追ってお知らせします。

※4：宿泊・旅行補助の利用案内の詳細については、3月上旬(予定)にJスクエアWEBサイトにて、追ってお知らせします。

健保組合の各種サービスの詳細、最新情報については、健保ホームページ(<https://jtbkenpo.or.jp/>)にて、ご確認頂けますが、2022年度からの変更に伴うコンテンツの更新は、4/1付となります。

健保に関するご不明な点、ご相談がありましたら、下記までお問い合わせください。なお、一部、テレワークを実施しておりますので、お問い合わせの際には、出来るだけメールをご利用下さいます様よろしくお願いいたします。

内容	担当	メールアドレス	電話番号 10：00～17：00
病気、けが、出産等の手当・給付に関する事	布川、鈴木	jtb_kenpo@jtb.com	03-5796-5903
保険証の発行・紛失、保険の加入・喪失・増減等に関する事	小久江、内山		
各種健診(人間ドック、家族健診、任継者健診、婦人がん検診等)、健康増進(体育奨励、PepUp等)等に関する事	赤澤、佐藤		03-5796-5902
請求、精算等に関する事	石本		

以上